

公益財団法人石川文化振興財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人石川文化振興財団（以下「この法人」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員については、理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。

4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

5 評議員には、定款第13条に定める範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員及び非常勤役員の報酬額並びに常勤役員の役員賞与額は別表第1に定める上限額の範囲内で、理事長が定めるものとする。

2 常勤役員に対する退職手当は、別表第2に従い、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

4 非常勤役員の日当は、別表1に定める総額の範囲内において、1日当たり5万円とする。

(報酬等の支給日)

第5条 報酬等は、常勤役員にあつては、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。非常勤役員及び評議員にあつては、会議出席等、必要の都度支払うものとする。

(支給方法)

第6条 報酬等は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第10条 この規程は、定款第15条の規定により、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、公益認定を受けた後、登記等の手続きを経て施行する。

別表 1（事業年度の報酬総額）

区分	事業年度ごとの報酬総額
常勤役員（報酬）	1, 5 0 0 万円
常勤役員（役員賞与）	月額分の年 5 か月の範囲
非常勤役員	1, 5 0 0 万円

別表 2（常勤役員の退職手当の額）

退職した常勤役員に対する退職手当の額は、退職日における報酬月額に勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、常勤役員として引き続いた在職期間とし、常勤役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数とし、1年に満たない端数があるときは切り捨てるものとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間 1年につき100分の110
- (2) 11年以上の期間 1年につき100分の120